

埋文のトリセツ

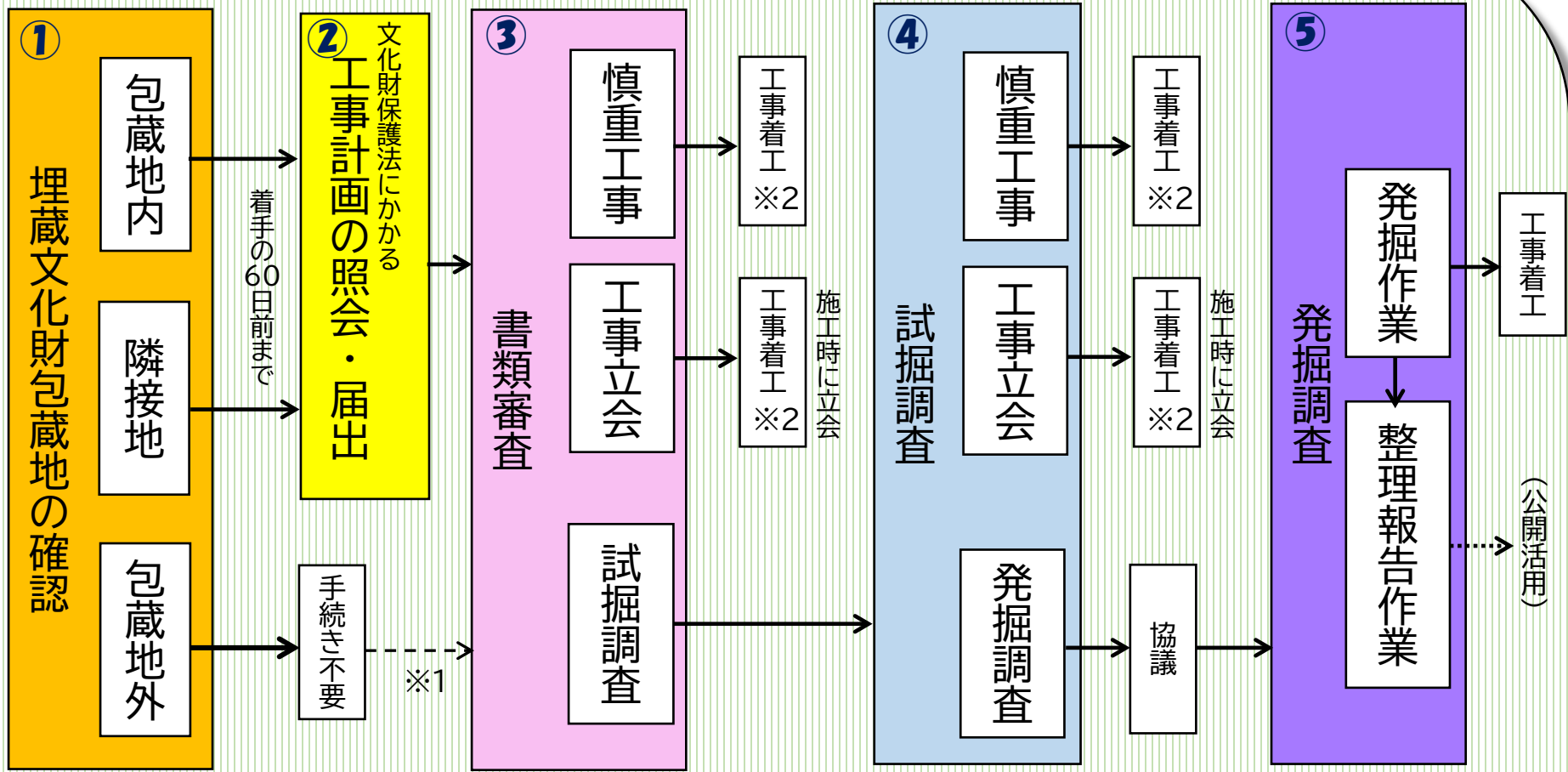


～福岡市埋蔵文化財包蔵地での
工事手続きガイド～

もくじ、こまったときのQ&A



本書の構成



- ※1 都市計画法にかかる開発事前協議申請や、採石法33条にかかる採取計画認可申請、盛土規制法にかかる事前協議申請を行う場合は、協議の対象となります。
- ※2 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法96条に基づき、すみやかな届出が必要です。



もくじ

①「包蔵地かどうかを調べるには？」編

「周知の埋蔵文化財包蔵地」とは	… 4
「分布地図」とは	… 5
埋蔵文化財包蔵地分布地図の見方	… 8
埋蔵文化財包蔵地の確認方法	… 11

②「照会と届出ってどうやるの？」編

照会と届出とは	… 3
提出書類について	… 6
様式1「照会」とは	… 7
様式2「届出」とは	… 13
土地売買に伴う事前審査	… 18
電子申請(スマート申請)	… 23

③「『書類審査』ってなに？」編

書類審査とは	… 3
書類審査基準	… 5
書類審査の結果とその後の手続き	… 16

④「試掘調査ってなに？」編

「試掘調査」とは	… 3
試掘調査の実施前の確認事項	… 4
試掘調査にかかる費用等	… 9
試掘調査にかかる期間	… 10
試掘調査の流れ	… 11
試掘調査後の書類審査基準	… 24
土地売買を目的とした試掘調査について	… 35

⑤「発掘調査ってなに??」編

「発掘調査」とは	… 3
発掘調査の実施者	… 7
発掘調査の流れ	… 10
①事前協議	… 11
②契約事務	… 26
③発掘作業	… 27
④整理報告作業	… 33
報告書の刊行後の埋蔵文化財の活用	… 37

こまったときのQ&A集

Q1	埋蔵文化財包蔵地かどうかを知りたい。	Q13	ボーリング調査は、照会・届出の対象か？
Q2	「包蔵地外リスト」とはなにか？	Q14	盛土造成は、照会・届出の対象か？
Q3	隣接地とはなにか？	Q15	内装工事は、照会・届出の対象か？
Q4	敷地の一部が包蔵地に含まれる場合は、どうなるのか？	Q16	今後、土地の売買を予定しており、所有権を移転したのちに建築工事を行う予定だが、書類に記載する「土地所有者」はいつの時点での所有者になるのか？
Q5	「包蔵地外」であれば、埋蔵文化財の事前手続きは不要か？	Q17	所有者が複数名いる場合はどのように記載すればよいか？
Q6	メール・ファックスで包蔵地かどうかを問い合わせるにはどうしたらよいのか？	Q18	電子申請(スマート申請)の方法を知りたい。
Q7	土木工事に先立って提出する「照会」と「届出」の違いはなにか？	Q19	土地の売買前に埋蔵文化財の有無を調べてもらうことはできるか？
Q8	「照会」「届出」の提出者は誰か？	Q20	過去に試掘調査を実施済で、埋蔵文化財は確認されなかったが、その場合でも書類の提出は必要か？
Q9	「照会」「届出」の記入方法を知りたい。	Q21	照会・届出を提出してから、回答が出るまで、どのくらいの日数がかかるのか？
Q10	「照会」届出」の提出は、メールやFAXでもよいのか？	Q22	照会・届出を提出してから、どのような審査がされるのか？
Q11	いつまでに提出すればよいのか？建築確認申請を提出した後がよいのか？		
Q12	解体工事は、照会・届出の対象か？		

こまったときのQ&A集

Q23	書類審査後、どのような回答が出されるのか？	Q32	試掘調査は、既存の建物があってもできるのか？ 狭いが少し空いたスペースがあるので、その部分で掘削することは可能か？
Q24	「恒久的な工作物」とはなにか？	Q33	現在、駐車場として利用しているが、試掘調査は可能か？
Q25	基礎の深さが何センチであれば、試掘調査が不要になるのか？ 杭や柱状改良を伴う場合は、必ず試掘調査を行うのか？	Q34	現在、農地として利用しているが、試掘調査は可能か？
Q26	土地売買を目的とする照会の場合は、必ず試掘調査を行うのか？	Q35	試掘調査に費用はかかるのか？
Q27	宅地造成を予定しているが、住宅の建築計画はまだ決まっていない。 宅地造成に伴う掘削や盛土は小規模なので、試掘調査や発掘調査は不要と考えてよいのか？	Q36	試掘調査は、どのくらいの期間がかかるのか？
Q28	窓口での書類の受け取りは、代理者でもよいのか？	Q37	試掘調査の実施前に、照会者側で準備しておくことはあるか？
Q29	「慎重工事」で回答が出た後、やはり地盤補強が必要になったが、どうしたらよいのか？	Q38	試掘調査には、立ち会わないといけないのか？
Q30	「工事立会」という回答が出たが、具体的にはどうしたらよいのか？	Q39	試掘調査では、どのくらいの面積・深さを掘るのか？
Q31	「試掘調査」とはなにか？	Q40	試掘調査の結果は、いつ分かるのか？
		Q41	試掘調査で埋蔵文化財が確認された場合、必ず発掘調査が必要なのか？

こまったときのQ&A集

Q42	試掘調査で埋蔵文化財が確認されたが、基礎の深さに制限はあるのか？	Q52	発掘調査に着手するまでに、どのくらいの期間がかかるのか？
Q43	試掘調査で埋蔵文化財が確認されたが、杭工法に制限はあるのか？	Q53	発掘調査の期間は、どのくらいかかるのか？
Q44	試掘調査で埋蔵文化財が確認されたが、盛土をすれば、発掘調査は不要になるのか？	Q54	発掘調査の費用は、いくらかかるのか？
Q45	宅地造成予定地内の試掘調査で埋蔵文化財が確認されたが、遺構確認面から2メートルの厚さを超えない盛土をして、埋蔵文化財に影響がないようにする予定であるため、発掘調査は不要と考えてよいのか？	Q55	発掘調査費用はどのように見積もるのか？
Q46	発掘調査とはなにか？	Q56	遺構面とはなにか？
Q47	発掘調査は誰が実施するのか？	Q57	発掘作業用に必要な施設や設備・機材には、どのようなものがあるのか？
Q48	発掘調査の費用は誰が負担するのか？	Q58	発掘作業では、どのような作業を行うのか？
Q49	事業主と土地所有者が別の場合、委託契約書の契約者は誰になるか？	Q59	発掘作業が終われば、工事に着手できるのか？どのような土木工事でも実施できるのか？
Q50	個人住宅の場合でも、発掘調査費用は施主が負担する必要があるのか？	Q60	整理報告作業では、どのような作業を行うのか？
Q51	発掘調査は、敷地全体で行うのか？	Q61	整理報告作業が終わったのち、記録類や遺物はどうなるのか？

こまったときのQ&A

Q1	埋蔵文化財包蔵地かどうかを知りたい。	関連頁
A	<p>インターネットで確認することができます。 HP「福岡市の文化財」内→「遺跡内での土木工事」→「遺跡かどうかを調べるには」 https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/about_constructions/detail/2</p> <p>「包蔵地外リスト」を確認し、対象地の町丁が掲載されているかを確認してください。 掲載されている → 「包蔵地外」 掲載されていない → 「埋蔵文化財包蔵地分布地図」での確認</p> <p>「埋蔵文化財包蔵地分布地図」は、HP「福岡市Webまっぷ」から閲覧できます。 https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/fukuoka/Portal</p>	①- 11~24
Q2	「包蔵地外リスト」とはなにか？	関連頁
A	<p>福岡市では、埋蔵文化財包蔵地を全く含まない地域を一覧化して、「包蔵地外リスト」として公開しています。</p> <p>このリストに掲載されている地区は、包蔵地分布地図を確認する必要がありません。 リストは、各区別に作成しており、毎月1日に更新していますので、証明書としてご活用ください。</p> <p>HP「福岡市の文化財」内→「遺跡内での土木工事」→「遺跡かどうかを調べるには」 https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/about_constructions/detail/2</p>	①- 12~15

こまったときのQ&A

Q3	<u>隣接地とはなにか？</u>	関連頁
A	<p>福岡市では、埋蔵文化財包蔵地が広がる可能性がある範囲として、包蔵地の周囲50mに「隣接地」を設定しています。</p> <p>隣接地は、土木工事の事前手続きを要する地域とし、包蔵地に準じた扱いをしています。</p>	①-8、10 24・25
Q4	<u>敷地の一部が包蔵地に含まれる場合は、どうなるのか？</u>	関連頁
A	<p>対象地の敷地の一部でも包蔵地に含まれていれば、「包蔵地」と扱います(隣接地の場合も同様)。</p> <p>また、建物の範囲ではなく、「敷地の範囲」で判断します。</p> <p>判断が難しい場合は、窓口やメール・ファックスでお問い合わせください。</p>	①-9、 17~20
Q5	<u>「包蔵地外」であれば、埋蔵文化財の事前手続きは不要か？</u>	関連頁
A	<p>包蔵地外での土木工事については、事前の手続きは不要です。</p> <p>ただし、以下の事業に該当する場合は、協議の対象となり、場合によっては、試掘調査を実施することもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第32条にかかる開発許可申請 ・採石法第33条にかかる採取計画認可申請 ・盛土規制法にかかる事前協議申請 	①-24

こまったときのQ&A

Q6	メール・ファックスで包蔵地かどうかを問い合わせるにはどうしたらよいのか？	関連頁
A	<p>決まった書式はありませんので、以下の記入事項を記載した用紙に、対象地の地図を添付して、送付先までお問い合わせください。</p> <p>【記入事項】 ※メールの場合はメール本文中に記載</p> <ul style="list-style-type: none">・対象地の所在地(地番または住居表示)・担当者の連絡先(氏名、電話番号、返送先のFAX番号やメールアドレス) <p>【添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none">・対象地の範囲を明示した住宅地図(1:2500程度) <p>※インターネットなどからカラー出力した地図は、FAXでは読み取れないことがあるため、白黒の明確な地図を送付してください。</p> <p>【送付先】</p> <p>福岡市経済観光文化局埋蔵文化財課事前審査係 FAX:092-733-5537 Mail:maibunhouzouchi@city.fukuoka.lg.jp</p> <p>【回答日】</p> <p>メール・ファックスで翌開庁日中に回答します。</p>	①- 19~23

こまったときのQ&A

Q7	<u>土木工事に先立って提出する「照会」と「届出」の違いはなにか？</u>	関連頁
A	<p>「照会」は、土木工事の内容が埋蔵文化財に影響がないか、確認するための書類です。</p> <p>一方、「届出」は、埋蔵文化財包蔵地内で土木工事を行う際の、文化財保護法第93条に基づく届出のことで、遅くとも工事着工の60日前までに提出する必要があります。</p> <p>包蔵地内での土木工事を予定している場合は、基本的に、この「照会」と「届出」をセットで提出していただきますが、土地売買を目的とした照会等で、事業主が決まっていない場合は、後日、「届出」を追加提出してください。</p> <p>また、隣接地や包蔵地外での土木工事の場合は、「届出」は必要ありません。</p>	②- 7・13
Q8	<u>「照会」「届出」の提出者は誰か？</u>	関連頁
A	<p>「照会」者は、施主・事業主のほか、土地所有者や仲介業者など、どなたでも結構です。書類審査後に発行される「事前審査報告書」の宛先として差し支えない方のお名前でご提出ください。</p> <p>一方、「届出」者は、施主・事業主となります。建築確認申請や開発許可申請の申請者と齟齬がないように、留意してください。</p>	②- 7・13

こまったときのQ&A

Q9	<u>「照会」「届出」の記入方法を知りたい。</u>	関連頁
A	<p>以下のウェブサイトにて、記入例を掲載しています。 HP「福岡市の文化財」内→「遺跡内での土木工事」→「遺跡内における工事手続きについて」 https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/about_constructions/detail/1</p> <p>また、右記に、より詳細な解説を掲載しています。</p>	②- 7~17
Q10	<u>「照会」届出」の提出は、メールやFAXでもよいのか？</u>	関連頁
A	<p>メールやFAXでは受け付けていません。 埋蔵文化財課の窓口(中央区天神1-8-1、市役所14階)に直接1部持参するか、もしくは、電子申請(スマート申請)を行ってください。</p> <p>電子申請は、以下のウェブサイトから手続きができます。 HP「福岡市の文化財」内→「遺跡内での土木工事」→「遺跡内における工事手続きについて」 https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/about_constructions/detail/1</p>	②-6
Q11	<u>いつまでに提出すればよいのか？建築確認申請を提出した後がよいのか？</u>	関連頁
A	<p>文化財保護法第93条では、工事着工の60日前までに届出をすることとなっていますが、建築確認申請と同時、もしくは先行して、書類審査を進めることを推奨しています。 試掘調査が必要になった場合、事前審査に期間を要する場合がありますので、工事計画が固まり次第、お早めにご提出ください。</p>	②- 7・13・32

こまったときのQ&A

Q12	<u>解体工事は、照会・届出の対象か？</u>	関連頁
A	<p>福岡市では、解体工事については照会・届出は不要としています。 ただし、基礎や杭の撤去により、既設の掘削範囲よりも広く掘削する場合は、埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性がありますので、事前に当課にご相談ください。</p> <p>また、既存建物の基礎構造や深度を確認しておくことで、以後の事前審査の判断材料にできる場合がありますので、次の建築計画が決まっている場合は、解体前に照会・届出を提出しておくことを推奨しています。</p>	②-36
Q13	<u>ボーリング調査は、照会・届出の対象か？</u>	関連頁
A	<p>福岡市では、掘削面積が1㎡未満の柱状の工作物については、照会は不要とし、文化財保護法第93条にかかる届出は留保しています。</p>	②-37
Q14	<u>盛土造成は、照会・届出の対象か？</u>	関連頁
A	<p>盛土造成も、土木工事であり、届出の対象です。</p> <p>また、埋蔵文化財が存在する位置から、盛土の厚さがおおむね2メートルを超える場合は、試掘調査・発掘調査の対象としています。</p>	②-38

こまったときのQ&A

Q15	<u>内装工事は、照会・届出の対象か？</u>	関連頁
A	土地の掘削等の土木工事を伴わない場合、埋蔵文化財の照会・届出は不要です。	②-3
Q16	<u>今後、土地の売買を予定しており、所有権を移転したのちに建築工事を行う予定だが、書類に記載する「土地所有者」はいつの時点での所有者になるのか？</u>	関連頁
A	照会にあたっては、「予備調査」に関する土地所有者の承諾を必須としていますが、予備調査とは、書類審査に際して行う現地踏査や試掘調査のことを指します。 そのため、書類審査や現地調査を行う時点での土地所有者名をご記載ください。	②-12
Q17	<u>所有者が複数名いる場合はどのように記載すればよいか？</u>	関連頁
A	土地所有者欄に列記するか、もしくは、別様式「予備調査承諾書」をご利用ください。 様式は、以下のウェブサイトから手続きができます。 HP「福岡市の文化財」内→「遺跡内での土木工事」→「遺跡内における工事手続きについて」 https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/about_constructions/detail/1	②-12

こまったときのQ&A

Q18	<u>電子申請(スマート申請)の方法を知りたい。</u>	関連頁
A	<p>フォーマットに沿って工事内容を入力して、添付資料をデータでアップロードすれば、オンラインで照会・届出の提出ができます。</p> <p>電子申請は、以下のウェブサイトから手続きができます。 HP「福岡市の文化財」内→「遺跡内での土木工事」→「遺跡内における工事手続きについて」 https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/about_constructions/detail/1</p> <p>また、右記に、より詳細な解説を掲載しています。</p>	②- 23～31
Q19	<u>土地の売買前に埋蔵文化財の有無を調べてもらうことはできるか？</u>	関連頁
A	<p>土地売買を目的とした照会も受け付けています。 その場合は、その土地の地下に埋蔵文化財があるかどうかを確認するため、原則として、試掘調査をすることになります。</p> <p>試掘調査をする際は、重機を稼働できる十分なスペースが必要ですので、建築物や工作物がある状態では、埋蔵文化財の有無が判断できない場合があります。 また、埋蔵文化財が確認される深さまで重機で掘削するため、地耐力を弱めるリスクがあります。</p>	②- 18～22 ④- 34～37

こまったときのQ&A

Q20	<u>過去に試掘調査を実施済で、埋蔵文化財は確認されなかったが、 その場合でも書類の提出は必要か？</u>	関連頁
A	過去の試掘調査の結果に関わらず、埋蔵文化財包蔵地内で土木工事を行う際には、その都度、事業主体者は文化財保護法第93条にかかる届出を行う必要があります。	②- 7・13
Q21	<u>照会・届出を提出してから、回答が出るまで、どのくらいの日数がかかるのか？</u>	関連頁
A	書類審査の期間は、開庁日で7日から10日前後、要します。 ただし、基礎や地盤補強の施工方法が未定の場合は、審査を保留することがあります。	②- 7・13・34
Q22	<u>照会・届出を提出してから、どのような審査がされるのか？</u>	関連頁
A	提出された工事図面をもとに、土木工事で影響が及ぶ範囲と、埋蔵文化財が存在すると想定範囲との関係を確認します。 具体的には、基礎底の深さ、地盤改良の有無、切土や盛土の規模、恒久的構築物の有無などを確認します。 書類審査の基準については、右記に詳細な解説を掲載しています。	③- 5～10

こまったときのQ&A

Q23 書類審査後、どのような回答が出されるのか？

関連頁

A

回答結果は、主に3種類です。

「慎重工事」: 提出された工事計画を変更することなく、慎重に工事を実施してください。

「工事立会」: 埋蔵文化財に影響がないか確認するため、職員が工事に立ち会います。

「試掘調査」: 埋蔵文化財の有無や深さを確認するため、試掘調査が必要です。

「慎重工事」と「工事立会」の場合は、工事着工が可能ですので、当課の窓口で回答書を受け取ってください(電子申請の場合は、回答書がアップロードされます)。

「試掘調査」の場合は、回答書は、試掘調査後に発行されます。まずは、試掘調査の日程等について、当課と協議してください。

③-
16~19

Q24 「恒久的な工作物」とはなにか？

関連頁

A

道路(植樹帯、歩道等を含む。)のほか、鉄道、橋梁、ダム、河川等が該当します。

恒久的な工作物を設置する場合、相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となるため、原則、試掘調査の対象としています。

また、試掘調査の結果、埋蔵文化財が確認された場合は、発掘調査が必要となります。

③-10

こまったときのQ&A

Q25	基礎の深さが何センチであれば、 <u>試掘調査が不要になるのか？</u> <u>杭や柱状改良を伴う場合は、必ず試掘調査を行うのか？</u>	関連頁
A	<p>埋蔵文化財が存在する深さは、その土地によって、それぞれ異なるため、基礎の深さについての基準は設けていません。</p> <p>また、対象地やその近隣での過去の試掘調査の結果次第では、地盤改良を伴う場合でも必ずしも試掘調査を実施しない場合もあります。</p> <p>いずれにしても、個別の判断になりますので、試掘調査が必要かどうかは、書類審査後に回答します。</p>	③-7・11・12
Q26	<u>土地売買を目的とする照会の場合は、必ず試掘調査を行うのか？</u>	関連頁
A	<p>対象地やその近隣での過去の試掘調査の結果次第では、必ずしも試掘調査を実施しない場合もあります。</p> <p>いずれにしても、個別の判断になりますので、試掘調査が必要かどうかは、書類審査後に回答します。</p>	③-13

こまったときのQ&A

Q27	<p><u>宅地造成を予定しているが、住宅の建築計画はまだ決まっていない。</u> <u>宅地造成に伴う掘削や盛土は小規模なので、試掘調査や発掘調査は不要と考えてよい</u> <u>か？</u></p>	関連頁
A	<p>宅地造成自体が埋蔵文化財への影響が及ばない場合でも、その後の建築計画にも対応できるように、事前に試掘調査をすることが望ましいといえます。</p> <p>また、位置指定道路は、「恒久的な工作物」にあたるため、原則として、試掘調査や発掘調査の対象としています。</p>	③- 8~10、14
Q28	<p><u>窓口での書類の受け取りは、代理者でもよいか？</u></p>	関連頁
A	<p>可能ですが、受付の際に渡した引換券または事前審査番号が必要になります。 なお、引換券を持参されていない場合は、本人確認をさせていただく場合があります。</p>	③-16
Q29	<p><u>「慎重工事」で回答が出た後、やはり地盤補強が必要になったが、どうしたらよいのか？</u></p>	関連頁
A	<p>工事計画に変更があった場合は、すみやかに変更後の図面を追加で提出してください。 内容によっては、再審査となる場合があります。</p>	③-17

こまったときのQ&A

Q30	<u>「工事立会」という回答が出たが、具体的にはどうしたらよいのか？</u>	関連頁
A	「事前審査報告書」に、工事立会を行うタイミング(例えば、基礎根切り時、杭打設時など)を記載しています。その工事に着工する1週間前までに、当課に連絡し、立会を行う日時を協議してください。	③-18
Q31	<u>「試掘調査」とはなにか？</u>	関連頁
A	重機(バックホー)でトレンチ(試掘溝)を掘って、対象地の埋蔵文化財の有無や内容を確認し、写真や簡易的な図面などで内容を記録します。 確認後は、その場で埋め戻します。早ければ1～2時間程度、広い敷地の場合は1日程度で作業は完了します。	④-3～5
Q32	<u>試掘調査は、既存の建物があってもできるのか？ 狭いが少し空いたスペースがあるので、その部分で掘削することは可能か？</u>	関連頁
A	試掘調査は、重機が安全に稼働できるスペースが必要であり、また、狭い範囲で試掘調査をした場合、予定されている工事範囲の埋蔵文化財の有無について判断ができず、解体後に改めて試掘調査が必要になる可能性があるため、試掘調査は、更地の状態で行うことを原則としています。 なお、建物や樹木、埋設管等の事前の撤去は、照会者側で実施してください。	④-3～5、7

こまったときのQ&A

Q33 現在、駐車場として利用しているが、試掘調査は可能か？

関連頁

重機が稼働できる十分なスペースがあれば実施は可能ですが、以下の点に注意が必要です。

A

- ・重機の使用時に、駐車車両を傷つけてしまう恐れがありますので、事前に車両の移動や養生を行ってください。
- ・調査後は埋め戻しますが、舗装等の現状復旧はできません。
- ・掘削箇所は地盤が弱くなったり、埋め戻しで土が盛り上がったりする等、駐車場としての使用に支障が生じる可能性があります。

④-
3~6

Q34 現在、農地として利用しているが、試掘調査は可能か？

関連頁

可能ですが、以後も農地として利用する場合は、以下の点に注意が必要です。

A

- ・原則として、作物が植えられていない時期に実施します。
- ・調査後は、重機で埋め戻しますが、掘削箇所は地盤が弱くなったり、埋め戻しで土が盛り上がったりするなど、完全な現状復旧はできません。また、その後の土地利用での不都合に対して、本市では責任を負いかねます。
- ・トラクターなどを使用される際は、十分に注意して走行してください。

④-7

こまったときのQ&A

Q35 試掘調査に費用はかかるのか？

関連頁

試掘調査に使用する重機は、公費で手配が可能ですので、その分の費用負担はありません。

A

ただし、予算の都合上、実施できる試掘調査は年度ごとに上限があります。また、障害物の撤去等の条件整備や現状復旧、管渠等の破損が発生した場合の復旧等については、照会者側の負担となります。

④-9・10

なお、市が準備できる重機は、1～1.5ヶ月程度、予約が埋まっている場合がありますので、早期の試掘実施を希望される場合は、照会者側で重機とオペレーターを手配して、試掘調査を実施することも可能です。その場合の費用は、照会者側の負担となります。

Q36 試掘調査は、どのくらいの期間がかかるのか？

関連頁

試掘調査自体は、おおむね半日～1日程度で完了します。ただし、市が手配できる重機の予約が埋まっている場合、試掘調査の実施日は2～3ヶ月先になることがあります。(状況により変動します)

A

早期の試掘実施を希望される場合は、照会者側で重機とオペレーターを手配して、試掘調査を実施することも可能です。その場合の費用は、照会者側の負担となります。

④-11

また、照会者側で重機を手配される場合、平バケットのバックホーをご準備ください。

こまったときのQ&A

Q37	<u>試掘調査の実施前に、照会者側で準備しておくことはあるか？</u>	関連頁
A	埋設管(ガス、水道等)は、破損する恐れがありますので、事前に撤去してください。 また、重機の騒音等により、近隣住民の方にご迷惑をおかけしますので、事前に周知・挨拶を行ってください。	④-13
Q38	<u>試掘調査には、立ち会わないといけないのか？</u>	関連頁
A	不測の事態に備えて、照会者側の担当者(現地の状況を把握している方)が必ず立ち会ってください。	④-14
Q39	<u>試掘調査では、どのくらいの面積・深さを掘るのか？</u>	関連頁
A	試掘調査では、工事予定範囲の約5%の面積を目安に、バックホーのバケットの幅で溝を掘ります。戸建住宅であれば通常1か所ですが、工事面積が広い場合は、複数箇所、掘削します。 遺構や遺物が確認される深さまで掘削しますので、場所によっては表土から2~3m程度の深さまで掘り下げることがあります。	④-14~15

こまったときのQ&A

Q40	<u>試掘調査の結果は、いつ分かるのか？</u>	関連頁
A	埋蔵文化財の有無や深さについては、試掘調査に立ち会われた際に現地で確認することができますが、正式な回答には開庁日で7日から10日程度を要します。	④-18
Q41	<u>試掘調査で埋蔵文化財が確認された場合、必ず発掘調査が必要なのか？</u>	関連頁
A	工事による掘削が、以下の条件に該当する場合は、発掘調査が必要になります。 <ul style="list-style-type: none">・埋蔵文化財に及ぶ場合・道路その他恒久的な工作物を設置する場合・盛土の厚さが遺物包含層または遺構確認面からおおむね2メートルを超える場合 一方、埋蔵文化財への影響が及ばないように工事の設計を変更することが可能であれば、発掘調査は不要となります。	④-22・23
Q42	<u>試掘調査で埋蔵文化財が確認されたが、基礎の深さに制限はあるのか？</u>	関連頁
A	基礎掘削により埋蔵文化財に影響が及ぶ場合は、発掘調査が必要になります。 ただし、建築工事の基礎底の深さと、埋蔵文化財が確認された深さととの間に20cm以上の保護層を確保できれば、発掘調査は不要となります。	④-25・28

こまったときのQ&A

Q43	<u>試掘調査で埋蔵文化財が確認されたが、杭工法に制限はあるのか？</u>	関連頁
A	<p>原則として、杭工法による掘削が埋蔵文化財に及ぶ場合は、発掘調査が必要です。</p> <p>ただし、試掘調査で確認された埋蔵文化財の密度が散漫で、重要な遺構や遺構群・重要な遺物や遺物包含層が確認されていない場合、本市独自の「杭基準」を満たせば、例外的に発掘調査を不要とする場合があります。</p> <p>その場合の施工基準は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の工事平面積に占める基礎の面積の合計が概ね5%以下で、 ・かつ、基礎の直径もしくは一辺の大きさが概ね50cm以下、及び基礎が1.2m以上離れて不連続的に構築されるもの <p style="text-align: right;">と定めています。</p>	④- 27・28
Q44	<u>試掘調査で埋蔵文化財が確認されたが、盛土をすれば、発掘調査は不要になるのか？</u>	関連頁
A	<p>盛土をすることにより、基礎などの掘削底が埋蔵文化財に影響を及ぼさないようにすれば、発掘調査は不要となります。</p> <p>ただし、盛土の厚さが遺物包含層または遺構確認面からおおむね2メートルを超える場合は、発掘調査が必要になります。</p>	④- 32・33

こまったときのQ&A

Q45 宅地造成予定地内の試掘調査で埋蔵文化財が確認されたが、遺構確認面から2メートルの厚さを超えない盛土をして、埋蔵文化財に影響がないようにする予定であるため、発掘調査は不要と考えてよいか？ 関連頁

A 位置指定道路の設置を伴う宅地造成の場合、その道路は「恒久的な工作物」に該当するため、発掘調査が必要になります。

また、宅地造成後の戸建住宅の建設については、再度、書類審査が必要になります。

④-34

Q46 発掘調査とはなにか？ 関連頁

A 開発工事などによって、やむをえず遺跡をそのまま保存できない場合に、遺跡を「記録」として保存するために行うものです。

現地での発掘作業と、遺跡の記録を保存・公開するための室内での整理報告作業を複数年かけて実施します。

⑤-3~6

Q47 発掘調査は誰が実施するのか？ 関連頁

A 発掘調査は、原因者(発掘調査の原因となる土木工事等の事業主)が実施する必要があります。

本市では、市役所が発掘調査を行いますので、原因者から市に発掘調査業務を「委託」することになります。

⑤-7

こまったときのQ&A

Q48	<u>発掘調査の費用は誰が負担するのか？</u>	関連頁
A	発掘調査費用は、原因者の負担となります。 個人専用住宅の場合は、公費で実施可能ですが、年度毎に予算に限りがあります。その他、個人事業主の事業について、調査費用の一部を公費で負担できる場合があります。詳細は、窓口でお問い合わせください。	⑤-7
Q49	<u>事業主と土地所有者が別の場合、委託契約書の契約者は誰になるか？</u>	関連頁
A	委託契約の契約者は、実際に費用負担をされる方になります。 法人の場合は、法人の代表者名となります。	⑤-8
Q50	<u>個人住宅の場合でも、発掘調査費用は施主が負担する必要があるのか？</u>	関連頁
A	個人専用住宅建設に伴う発掘調査については、公費で実施が可能です。 ただし、年度ごとに予算に限りがあります。 また、工事で使用する機材等(外柵やトイレ等)の提供について、協力をお願いすることがあります。	⑤-7・9

こまったときのQ&A

Q51	発掘調査は、敷地全体で行うのか？	関連頁
A	<p>土木工事によって埋蔵文化財に影響が及ぶ範囲が、発掘調査の対象となります。</p> <p>例えば、建築工事の場合、基礎の掘削が及ぶ範囲(=建築面積)が発掘調査の対象となります(建築工事以外に造成工事や外構工事などによる掘削が埋蔵文化財に影響を及ぼす部分があれば、その範囲も対象になります)。</p>	⑤-14
Q52	発掘調査に着手するまでに、どのくらいの期間がかかるのか？	関連頁
A	<p>発掘調査を行うにあたって、まずは委託契約の内容について協議を行い、協議が整い次第、契約事務や作業にむけた準備を行いますので、着手までには一定の期間を要します。</p> <p>そのほか、他事業の発掘調査の工程との調整も必要になるため、時期によっては、着手までに数か月を要するケースもあります。そのため、早期の協議開始を推奨しています。</p>	⑤-15・16

こまったときのQ&A

Q53 発掘調査の期間は、どのくらいかかるのか？

関連頁

発掘調査期間は、試掘調査の結果や、各現場の諸条件を確認したうえで、個別に積算します。

A 「100㎡あたり●ヶ月」という期間が設定されているわけではありませんが、直近の市内での発掘調査期間の平均値は、目安としてお伝えできる場合がありますので、窓口等でお問い合わせください。

⑤-
15・16

なお、現地での発掘作業が完了次第、土木工事の施工は可能となりますが、室内での整理報告作業には、おおむね1～2カ年を要しますので、契約期間は複数年となります。

Q54 発掘調査の費用は、いくらかかるのか？

関連頁

発掘調査費用は、試掘調査の結果や、各現場の諸条件を確認したうえで、個別に積算します。

A 「1㎡あたり●円」という単価が設定されているわけではありませんが、直近の市内での発掘調査費用の平均値は、目安としてお伝えできる場合がありますので、窓口等でお問い合わせください。

⑤-
17～20

なお、発掘調査費用は、最終的な支出総額をもとに、実費精算を行います。

こまったときのQ&A

Q55	<u>発掘調査費用はどのように見積もるのか？</u>	関連頁
A	<p>発掘調査費用は、発掘作業(現地で遺跡の掘削を行い、記録作成を行う作業)と、整理報告作業(室内で遺跡の記録を整理して報告書として刊行する作業)にそれぞれ必要な経費(人件費や需用費、委託費、借損料など)を積算し、算出します(見積り期間2~3週間)。</p> <p>特に、掘削する土量、排土置き場の有無、遺構・遺物の出土状況、休憩施設や設備・機材類の提供の有無など、各現場の条件によって経費の積算額が変わります。</p>	⑤-17~24
Q56	<u>遺構面とはなにか？</u>	関連頁
A	<p>遺構とは、昔の人の住居の跡やお墓など、発掘調査の対象となるもので、遺構面とは遺構が分布する面のことです。</p> <p>複数の時代にまたがる遺跡の場合、人為的に整地をしたり、自然に埋まったりして、遺構が層状に重なっていることがあるため、その層ごとに発掘作業を行う必要があります。</p>	⑤-23
Q57	<u>発掘作業用に必要な施設や設備・機材には、どのようなものがあるのか？</u>	関連頁
A	<p>バックホー(排土の掘削・埋め戻し)、外柵・出入口(侵入防止)、休憩所・トイレ、電気、水道のほか、必要に応じて、コンテナ倉庫(機材の保管)、水中ポンプ(調査区内の排水)、ベルトコンベア(排土の運搬)、簡易テント・扇風機(熱中症対策)、高所作業車(全景写真撮影)等の機材を使用します。</p> <p>発掘作業に必要な物品のうち、工事用の物品を提供いただける場合は、発掘調査の見積額には計上しません。</p>	⑤-24・25

こまったときのQ&A

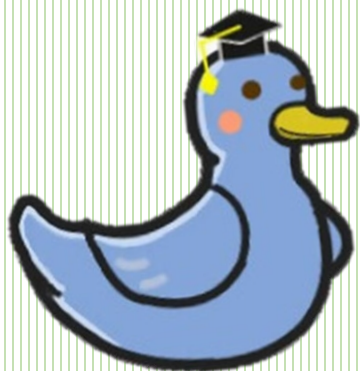
Q58	発掘作業では、どのような作業を行うのか？	関連頁
A	<p>基本的な流れは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①作業前の準備：外柵・休憩所等の設置、近隣住民への挨拶 ②掘削作業、記録作成 表土除去→遺構の検出→遺構の掘削→測量・写真撮影・実測→遺物取り上げ ③撤収作業：埋め戻し、機材等の撤去、現場の引き渡し <p>その他、埋蔵文化財の種類や状態によっては、保存科学分析や空中写真撮影、住民向けの説明会などを行うことがあります。</p>	⑤- 27~30
Q59	発掘作業が終われば、工事に着手できるのか？ どのような土木工事でも実施できるのか？	関連頁
A	<p>基本的には、現地での発掘作業(記録保存)や撤収が終わり次第、現場を引き渡しますの で、土木工事が可能となります。</p> <p>ただし、発掘作業の過程で想定以上の埋蔵文化財が確認された場合や、天候不順により 工程が遅れた場合には、工期や費用について協議させていただく場合があります。</p> <p>また、地域の歴史にとって重要な遺構等が発見された場合は、現地保存について、協議 することがあります。</p>	⑤- 31・32

こまったときのQ&A

Q60	整理報告作業では、どのような作業を行うのか？	関連頁
A	<p>基本的な流れは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①遺構の記録類の整理：図面や写真の台帳化、下図の作成 ②遺物の実測、写真撮影 遺物の洗浄・乾燥→土器などの注記・接合・復元→実測・写真撮影→台帳作成 ③報告書の作成 製図→編集、原稿執筆→校正→印刷製本 ④公開活用のための作業 報告書の図書館等への発送、埋蔵文化財センターでの記録類・遺物の収蔵・保管 <p>確認された埋蔵文化財の種類や状態によっては、自然科学分析や保存科学分析、専門家への指導依頼などを行うことがあります。</p>	⑤- 33～36
Q61	整理報告作業が終わったのち、記録類や遺物はどうなるのか？	関連頁
A	<p>記録類や遺物は、福岡市埋蔵文化財センターに移送して収蔵・保管され、公開・活用が図られます。</p> <p>福岡市では、令和4年度に策定した『福岡市文化財活用地域計画』に基づき、埋蔵文化財の調査研究や、適切な保存管理、学び・教育への活用など、埋蔵文化財の活用に取り組んでおり、発掘調査の成果が活かされています。</p>	⑤-37

埋文のトリセツ

～福岡市埋蔵文化財包蔵地での
工事手続きガイド～



丸隈山古墳の
があこ先生

福岡市経済観光文化局
文化財活用部埋蔵文化財課
事前審査係



考古学者の
たまごちゃん

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1(福岡市役所14階)
TEL 092-711-4667 FAX 092-733-5537
Mail maibunhouzouchi@city.fukuoka.lg.jp
HP「福岡市の文化財」 <https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>